

会 議 録

- 1 開催した会議の名称 令和4年度第2回佐賀県社会福祉審議会
- 2 開催日時 令和5年3月16日（木曜日）13時30分～15時00分
- 3 開催場所 佐賀県庁新館11階大会議室
- 4 出席者 松山委員、加藤委員、佐伯委員、山口委員、桑原委員、山田委員、深浦委員、古賀委員、門司委員、平川委員、久米委員、時津委員、池田委員、小野原委員、松田委員、小林委員、江口委員、大垣内委員、三原委員
オブザーバー参加：県社会福祉協議会野中事務局長
県長寿社会課課長、障害福祉課黒田課長、こども家庭課野中課長、こども未来課高取副課長
事務局：健康福祉部久保山部長、健康福祉部豊田副部長、健康福祉部陣内政策調整官、社会福祉課三浦課長、市丸副課長、松本係長、古川
- 5 議題
 - (1) 佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 5 の改定について
 - ①佐賀県地域福祉支援計画（Ver. 6 の骨子案）について
 - ②重点項目について
 - ③佐賀らしい地域共生社会について
 - (2) 意見交換
 - (3) その他
今後のスケジュールについて
- 6 会議録
 - (1) 開会
 - (2) 健康福祉部長挨拶
 - (3) 審議会について
資料1 参照
 - (4) 委員紹介
資料2 参照
 - (5) 議事事項
 - ①佐賀県地域福祉支援計画 Ver. 5 の改定について
資料3により佐賀県健康福祉部社会福祉課長から説明。
 - ・佐賀県地域福祉支援計画（Ver. 6 の骨子案）について
資料3－①により佐賀県健康福祉部社会福祉課長から説明。
 - ・重点項目について

資料3-②により佐賀県健康福祉部社会福祉課係長から説明。

- ・佐賀らしい地域共生社会について

資料3-③により佐賀県健康福祉部社会福祉課係長から説明。

②意見交換

(委員)

災害時の避難のことで確認だが、福祉避難所が公の施設だけに設定されている市町と施設で設定されている市町がある。各市町でまちまちな対応のようだが、もし災害が起きた場合どうなるのかということで、何十年もこの話をしてる。

何か各市町のことを把握されているようでしたら教えていただきたいということと、本来こうあるべきというのを市町に通達されているのかどうかを教えていただきたい。

(社会福祉課)

まず福祉避難所の市町でのあり方ということについてお答えする。福祉避難所については、近年やはり災害時に避難されたご高齢の方、障害をお持ちの方を始め、配慮が必要な方が避難しやすい、暮らしやすい環境が必要ということで、国からもかなり力強い通達等がっており、県としてもそれを市町に通達している。

近年特に変わったのは福祉避難所を市町がきちんと指定し、そしてそれをきちんといざというときに住民が避難しやすいように公にしておく、とこの2点について近年強く言われているところ。

先ほど言われた、市町によっては公の施設ばかり指定していて、各施設に指定がない、ということについてご説明をすると、市町によっては例えば「〇〇市保健福祉センター」とかそういったところに災害時の要配慮者が避難してくださいと、そういう在り方、建付けでしていることが主な市町と、そうではなくてやはりご高齢の方の避難が長引いた時は、高齢者施設等にご協力いただいで、そこに行っていただく方がいいだろうということで、そういった施設と協定を結んで福祉避難所に指定すると大きく分けるとこの二つ。

ただそこが、市町によってまだでこぼこがあるというのが現状。そこについては、先ほどご意見をいただいたので、それぞれの地域の実情や、住民の皆さんの実情等を考慮いただいで、なるべく住民目線で発災時に避難された方がお困りにならないような福祉避難所の在り方を市町で検討していただきたいので、我々要配慮者の避難の在り方については毎年色々ヒアリングをしたり会議で市町と意見交換をしているので、こういった社会福祉審議会場でこういったご意見があったということをぜひ来年度問題提起をしてそういった質の向上が図られるように努めていきたい。貴重なご意見ありがとうございました。

(委員)

この頃難病対策協議会が佐賀県であり、そこであったのが、個別避難計画の策定がまだ県の中でも1.3%くらいしかないという話があった。そしてもう一つ課題なのが、福祉避難所に避難をする前に、まず普通の避難所に行かないといけない。そこから福祉避難所に行くまでの、その福祉避難所に誰かがいないといけないが、そういう人たちの人的資源という部分が不足している。誰かがそこに行って、福祉避難所を開設しないとけないが、そういうところの人的なもの、資源がない、と

いうところが課題になっているということで、個別避難計画の策定を難病対策の方では急がないといけないということで、各保健福祉事務所も頑張っている様子だったので、私たちも同じように NPO として個別の避難訓練みたいなものをもしよかったら様々なところと今年度は一緒にさせていただきたいと考えている。

課題としてはそういうところの人的な部分が不足しているというところについて、このごろお話があったので、ご報告させていただく。

現状としてそういうことがあるということを知りたい。

国の指針がまずは地域の避難所に行ってから必要な方は福祉避難所ということになっている。その移行が、どうやってするのかということが課題になっている。福祉避難所に行くにしても福祉避難所を開設する人的資源が今のところないのではないかなというように、県の難病対策協議会の中での意見があったので、課題として挙げさせていただいた。

(委員)

福祉支援計画の災害のところ、非常にたくさん書いていただいている。先ほどみなさんが仰った通りで、福祉避難所の開設をどうするのかということと、地域運営ということが今言われているので、社協や地域の中で福祉の人がちゃんとそれを運営できるかとか、私は避難所で協力させていただいてアセスメントで令和3年度回らせていただいて、その中で、福祉避難所のスペースを作ったり、避難所から来られていて、そこからの移動が大変で、誰がやるのかということで、地域運営が大事なところだということと、福祉施設のところで、福祉避難所にしてもなかなか利用者さんがいるので対応ができないという現状があるので、そこは対策本部会議とかに入らせていただきながら気になっていたところで、利用者さんのことをまずは第一にされるということはあると思いますし、そこだけではない部分もあると思うので、そこはやはり配慮が必要だと現場では思った。

(委員)

資料3-①スライドの4で、今後どんどん膨らませていただきたいと思うが、例えば「就労に困難を抱える人への支援」というところで、障害者や難病患者などが書いてある。色々なところでやはり就労が難しいという人がいる。そこでやはり「すべての人に居場所と出番を」という大きな目標があるので、その部分をどんどん具体的に膨らませていただけたらありがたいなと思うのと、生活困難者への自立支援のこと、ここ何年か困窮者への自立支援、なかなか難しいと思うのはたくさんありますので、今後ともせっかく始まった支援ですから、膨らませていただけたらと思う。今後こういったところを膨らませて計画を立てていただけたらと思う。

(委員長)

やはり実際に支援をされている中での課題、問題意識ということかと思う。

(委員)

そうですね。やはり支援していく中で、コミュニケーションの部分が難しかったり、環境が難しかったり、ご家庭に色々な一つではなく複数の問題があったり、その部分のサポートが必要だと感じている。

(県社協)

資料3-①の骨子案の柱3、「地域共生社会を支える人づくり」の、共同募金について、赤い羽根の共同募金もなかなか募金活動自体は横ばいか減少傾向にあり、特に個別募金については減少傾向。引き続きこのように募金活動や広報活動について引き続きお願いしたい。

もう一点が2つ目の柱、「地域共生社会実現に向けた基盤づくり」について。生活困窮者の自立支援について、先ほどもご意見があったが、ご存じの通り新型コロナウイルスが感染拡大し、政府主導のもと生活福祉資金の特例貸付、いわゆるコロナ特例貸付というのが貸し付けられた。令和2年3月25日から令和4年9月末日まで、佐賀県社協としては県内の困っている方々に約1万3千件、金額は約49億円を生活の困窮の方々に貸し付けたところ。全国的には370万件、1兆4千億円を超える。これがすでに令和5年1月から償還が始まっている。佐賀県社会福祉協議会としては、償還免除や償還猶予などの申請に基づいて事務処理を淡々とさせていただいているところ。ところが、国の方から借り受けた方についての生活相談とかきめ細かくやってくださいということで、借り受け人に対するフォローアップ支援事業ということを要請されているところ。フォローアップ支援というのは都市部については数が莫大できめ細かい相談支援というのは難しいということをそれぞれの大都市の社協が言っているところで、全国的な重要な課題となっている。本会も市町の社協にまず協力いただくということで、必要な人件費を含めた事業費を交付しながら市町の社協と一体的に、借り受け人のフォローアップ支援をしていきたいと考えている。借り受け人の方から色々なご相談を受けるわけですが、市町の社協が窓口になるにしても、必要などころにはつないでいく必要があるので、市町社協だけではなくて技術相談支援機関とか市の福祉事務所、県の福祉事務所、それぞれ役割をはっきりさせていただいて、連携することが重要ではないかと思うので、今回のこの支援計画にはそのあたりのことを、④の生活困窮者の自立支援について、書いていただきたいということ強く要望する。

(社会福祉課)

今ご説明があったとおり、コロナが長引く中で、生活にお困りの方を経済的に支えるという観点から、生活福祉資金の特例貸付、経済的な支援をしっかりとやるということで、これは以前リーマンショックの時に、そういったセーフティーネットがなかったことからこういう制度ができていますけれども、リーマンショックの時はそういった第2、第3のセーフティーネットがなかったので、生活保護の世帯が急増したという、その反省からこういった制度ができています。先ほど仰った通りかなりの額が貸し付けられ、これから償還が始まると、今まではその経済的な支援を優先していくということで、きめ細かなそれぞれの実情に応じたフォローアップがなかなかできなかったということで、これからは色々な関係機関のご協力を得ながらきめ細かな対応をしていく必要があると思うので、しっかりと書き込んでいきたい。

(委員)

佐賀のCSOというのは日本に誇れる制度で、ふるさと納税ということで今100団体を超えるくらいの登録がされていて、民間財源としてふるさと納税が誇れる制度として言われている。資料にも記載されていますが、佐賀の特徴だと思う。佐賀県らしい地域共生社会とは、ということにな

と思っているので、「地域共生社会を支える人づくり」の(2)②のところに、例えばCSOとかふるさと納税みたいなものを、子ども食堂とか奨学金とか寄付財団を作らせていただいておりますし、日本の中でもトップクラスというか、どこに行ってもこういった場で話題になるような話であるので、できればそういう共助、ボランティアと寄付は一体的だと言われていて、支え方、直接災害現場に行くのもあれば、託す行為である寄付というのは佐賀県の大きな特徴であると思っているので、ぜひ自発の地域づくりというのは、自分たちで支えていく中に、支えあい基金とかもありますし、ぜひ寄付ということろは、共同募金もありますが、CSOの個別で頑張っている部分とか基金を作ったりする動きというのは日本でも誇れるところだと思っているので、可能であれば入れていただきたい。

(社会福祉課)

色々なご意見をいただいた。これから他の都道府県の計画も参考にしながら、また庁内では関係課と検討を深めていき、さらに肉付け作業をして、素案の形にしてまた皆様にご意見をいただきたいと思う。

(委員長)

災害のご意見などすでに出ているが、重点項目についてご意見はあるか。

(委員)

重層的支援体制ということで、資料3-②のスライド10で各市町の状況が書いてあるが、佐賀市と上峰町はスタートしたということで、武雄市と嬉野市が準備事業に入るとあるが、ほかの市町の状況が分からない。全然準備もしていないのか、それとも準備状況にあるのか、進行状況がゆっくりではないかと感じるが、県からの指導というか、各市町に対する取組はどうされているのか。

(社会福祉課)

資料3-②のスライド8をご覧ください。今年度県が後方支援として実施した市町向けの研修についてご説明する。第2回研修で、全市町対象と書いているが、8月24日にオンラインという形で実施した。「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備について」ということで、厚生労働省の地域共生社会推進室という、重層的支援や社会福祉法の地域共生社会の制度について作っておられる厚労省の職員の方から直接各市町の職員さんに向けてダイレクトにメッセージを出していただいている。あとは、制度の詳細についても説明をしていただいているということで、国のこうした制度を活用した説明会というのはここ数年粘り強く実施をしてきているところ。そこに向けて、それぞれの市町の中でもいずれこういうことはやっていかなければならない、取り組んでいきたいと思っておられる市町もあるが、実際県では、県外で取り組まれている自治体に視察に行ってそれぞれの職員さんの話も聞き、県内の自治体の職員さんにも話を聞いた。みなさん口をそろえて仰るのは、すごく大変だった、ということ。これだけそれぞれの福祉分野の課題を一つにまとめていこうということ、それぞれの関係機関の方もかなり多くいらっしゃるので、実際実現するまでにはすごく苦勞をされている。そういったこともあって、濃淡もある中で、何から手を付けたらいいだろうとか、現場サイドはやりたいけど行政は、とかまたその逆とか、色々な課題がおりだと思ふ。

そういったこともあって我々来年度からスライド9の、「住民とともに支える『地域共生社会さが』推進事業」ということで、アドバイザーを市町に派遣して、それぞれの課題に応じて丁寧に支援をしていこうと、そして県内で先行してきちんと出来ている事例を多く作ることで、ほかの市町も、県内に実例があるから自分たちも取り組まなければいけないとか、隣の市でやっているから聞いてみようとか、そういう環境をスピードアップして作るために、来年度から力を入れてやっていきたいと思っているところ。

ゆくゆくは県内すべての市町が一緒の方向に向かって取り組んでいけたらと思って頑張ってやっているところ。

(委員)

包括的な支援体制整備について、地域共生コーディネーターの養成というのは各分野の専門職の人がほかの分野の相談に応じられるように、要はスキルアップする、専門職向けの研修をされるということか。

(社会福祉課)

そのとおり。

(委員)

総合窓口の一つとして今言えるのが、包括支援センターというのがあって、そこでは色々な相談が来ていて、そこの方々がしかるべきところにつなげて課題解決に向かえばいいが、一つの懸念として、第2の包括支援センターができるのか、と考えてしまう。作った方がいいが、これから高齢化社会で生活に困る方がどんどん増えていくことを考えると、それでも足りないかなと思う。包括的支援、地域包括とか共生社会を進める一歩手前の住民の方が現場のことをよく知っていたりして、その方々が直に課題解決に向かえる、相談業務に向かえるような専門職の一歩手前の人を養成するような、そういう発想もあっていいのかなという感じがする。ひょっとしたらそれで事足りる方もいらっしゃるのかなと思うので、窓口に行ける方はいいが、いけない方もたくさんいらっしゃるということで、そこはもう顔なじみの関係である地域の方、キーマン、核になる方の養成をしていただければいいかなと思う。

(委員長)

佐賀県らしい地域共生社会についてご意見はあるか。

(委員)

民生委員の立場から、骨子案のところ、民生委員は児童委員を兼ねておりますので、4月からスタートする子ども家庭庁、これの趣旨を生かすような、その意図を組んだ骨子案をお願いしたいと思う。

民生委員の関りがかなり重要かなと思う。そこで資料3-③でデータを出されているが、私が持っているデータでは、昨年12月の改選時点で佐賀県内の民生員の充足率は96.6%、つまり72人欠員が出ている。九州ではナンバーワンだが、実際欠員があるということは佐賀県くらいの規模で一

人の影響力は非常に大きいので、やはり欠員を作らないということをぜひ頭に置いていただきたい。

もう一つは1期3年で辞める人が非常に多いということ。1期で辞める人が45.6%、全国が32%なので、いかに3年だけで辞める人が多いか、となるところこういう事業に対して継続的な関りという点では非常に弱くなる。そういうことで、委員を決める段階で、なり手不足をなんとか埋めるだけというところがあるので、これは非常に課題。入れ替わりが激しいのは九州ワースト。充足率はいいけども、そういう問題があるという課題を両面持って、県や市町、区長の人選をされる段階でぜひご指導を賜りたい。

(委員長)

これで意見交換を終了したい。

県の方ではご意見を踏まえ、よりよい支援計画となるようにしていただきたい。

(社会福祉課)

県民の皆様の福祉のために地域の実情をまずはしっかり把握をする、生活にお困りの方がいらっしゃるかどうかというのは、しっかり把握をするというのは最初のスタート地点になるわけだが、そこで民生委員さんが果たされる役割というのは大きいものがある。そういったこともあって一般の方にとっては民生委員になったら非常に大変だと、そういうイメージが、実際に果たされる役割というのは大きいものがあり、熱心にやられる民生委員さんほど本当に色んなものを抱えていらっしゃるのが実情だと思う。なり手不足というのは全国的な課題。民生委員の役割について広く県民の方に理解をしていただくこと、それから1期で辞めてしまうという問題もあるので、しっかり広報関係などしっかりやっていきたいと考えているし、なるべく民生委員さんの業務が過度にならないようにについても配慮をしながらやっていかなければならないと、ご意見をお聞きしながら思っている。

(委員)

私の方はどちらかというと県の福祉計画を受けて、自治体として作る方なので、色々な意見は言うつもりはないが、今民生委員の話があったが、やっぱり今回この計画が県の健康福祉部の計画で終わらないことが大事。民生委員のことを言われましたが、自治会、区長のなり手が無いということがある。佐賀県の強みの中で、色々あるが、例えば婦人会について、なくなっているところも多いと思う。消防団の話もあるけれども、色々な担い手がなくなっているということから言うと、この計画が一部の部署だけで終わることが問題。

民生委員は福祉部門だが消防は消防部門がある。全体に福祉計画について周知すると。そしてそれぞれがそれぞれの役割を果たす。今日の名簿を見ますと、労働者の団体もあり、経営者の団体もいる。そういう人たちが福祉計画自体を福祉部門の計画としてではなくて佐賀県民の市民、町民の計画として強く感じている。

ぜひ当市についても当市の計画にしたいと思う。県でも佐賀県全体の福祉における考え方の計画とすべきと思った。色々な計画等ありますけども福祉部門というのは一人一人が生きていくためのものになるので、それぞれの立場の人、教育部門の人は教育部門の面から、勤労部分の人は勤労部分の面からそういったところでしっかりと計画を作っていくべきではないかと思うので、私

も区長会などで話をしたいと思うが、ぜひ県に置いてもらいたい。

(6) その他

佐賀県地域福祉支援計画の改定スケジュールについて

事務局から資料4により説明。

(7) 閉会